

生徒指導の充実に向けた組織的な取組について

高橋 幸平

要 約

生徒指導は、学習指導とともに学校の教育目標を達成するための重要な教育活動であり、児童生徒の自尊感情や自己有用感の育成、規範意識の醸成をはじめ、人格の形成を図る上で大きな役割を担っている。本研究では、生徒指導の基本書である文部科学省の「生徒指導提要」をもとに、教職員の共通理解を図り、組織的な生徒指導を行うことができるよう、生徒指導の理論や考え方、指導方法や配慮事項等について提案するものである。

キーワード

生徒理解、発達障害、教員研修、教育相談、問題行動への対応、家庭や地域等との連携

はじめに

生徒指導とは、児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を育む教育活動であり、学習指導とともに学校の教育目標を達成する上で大きな役割を果たしている。各学校では、生徒指導を通して児童生徒が健全に成長し、自己実現のための自己指導能力が高まるよう、教育活動全体を通じて生徒指導の充実を図る必要がある。自己実現の基礎にあるのは、学校生活における自己選択や自己決定であり、教職員が組織的に指導・援助を行うことが児童生徒の成長につながる。

1 児童生徒の心理と生徒理解

(1) 生徒理解の基本

生徒指導では、生徒理解が教育的な関係を成立させる。人は理解してくれている人

には安心して心を開くが、理解してくれていない人に対しては拒否的になり、心を閉ざしたまま対応する。児童生徒を共感的に理解するには、児童生徒の生育歴や環境などについて客観的事実を知る必要がある。

性格的な特徴を知ることは、生徒指導の方法を示唆してくれるとともに、様々な問題の把握にも役立つ。性格によって、禁止や叱責が有効なこともあるし、激励が必要なこともある。

児童生徒の興味や要求、悩みなどは、日常生活に直接関連している。児童生徒がどのような方面に興味を持っているのか、何を要求しているのか、また何に悩みを持っているのかを知ることは児童生徒の行動を理解し、指導の仕方を決定する上でも極めて重要なことである。

交友関係の把握は、生徒指導においては特に重要であり、どのような友人とどのような交際をしているのかを学校の内外を通じて把握することが大切である。最近では

情報機器を使って面識のない不特定の人との交流があることも多く、その面についても把握する必要が生じている。また青年期においては、特に異性との交友関係に関する指導を欠くことはできない。

家庭環境は、物理的、客観的な条件だけでなく、家族の人間関係や家庭の雰囲気なども重要である。生育歴を知ることも児童生徒理解のためには欠かせない。

このように、児童生徒をよく理解することにより、どのような方法で指導するのが最も効果的であるかが明らかになる。

(2) 青年期の心理と発達の特徴

青年期における自我の目覚めは、まず親や教員への反抗や批判という形で現れる。急速な身体的発達は、青年に一人前の大人になった自覚を持たせ、知的発達は、両親や教員や世間一般の大人たちへの批判を増大させる。いわゆる「第二反抗期」である。

青年期の反抗には激情的な傾向が見られ、激しくいら立ったり、過度に虚勢を張ったり、対立の解消や解決に時間がかかったりする。中高生はいろいろな面での生活経験が不十分であることを心の奥底では自覚しており、自分だけに頼りきれない不安感を抱き、依然として大人たちに依存したいという要求を感じている。このような依存への要求と独立への要求とが心の中で葛藤して情緒的な反応を示す。

このような心理的な発達には、大きな個人差が認められ、高校生の時期には、人生について多面的な考え方を身に付けていくよう、教員の配慮が望まれる。

(3) 発達障害の理解

文部科学省では、学習障害（LD）、自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の定義を次のように示している。

学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚、聴覚、知的、情緒などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

自閉症とは、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症とは、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。な

お、高機能自閉症やアスペルガー症候群は広汎性発達障害に分類されるものである。

学校生活のどのような場面でどのような行動が見られるのか、「障害」として理解するのではなく、日常の行動観察により、個々の児童生徒の「特性」として理解し、対応の工夫をすることが大切である。適切でない「かかわり」や「環境」は二次的障害を招いてしまうことにも注意が必要である。

2 学校における指導体制

(1) 生徒指導体制の基本的な考え方

学校が一人一人の児童生徒に対して組織的な生徒指導を展開していくためには、校内の生徒指導体制を早期に確立することが必要である。校内の生徒指導の方針と基準を具体的に定め、これを年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、校内研修を通じて教員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制をつくることが大切である。

また、生徒理解に必要な個々の児童生徒に関する資料を適切に整理・保管しておく必要がある。

(2) 生徒指導の組織

生徒指導を全校体制の中で推進するには、校長の経営方針の下に学校のあらゆる組織が効果的に機能することが重要であり、図表1のような教育活動の特性と役割、担当がすべての教職員に理解されていることが求められる。このことが、日ごろから児童生徒の成長を見守るとともに、予防的な援

助を可能にし、児童生徒の問題行動においても、生徒指導の役割と機能が十分に発揮され、適切な対応と指導援助につながる。とりわけ、生徒指導と強く関連する教育相談、学年・学級経営の位置付けや内容などについては、全教職員にも十分に説明する必要がある。これらの教育活動が各学校において組織的に営まれるとき、児童生徒が心身ともに安定した学校生活を過ごせることになり、問題行動の未然防止にもなる。

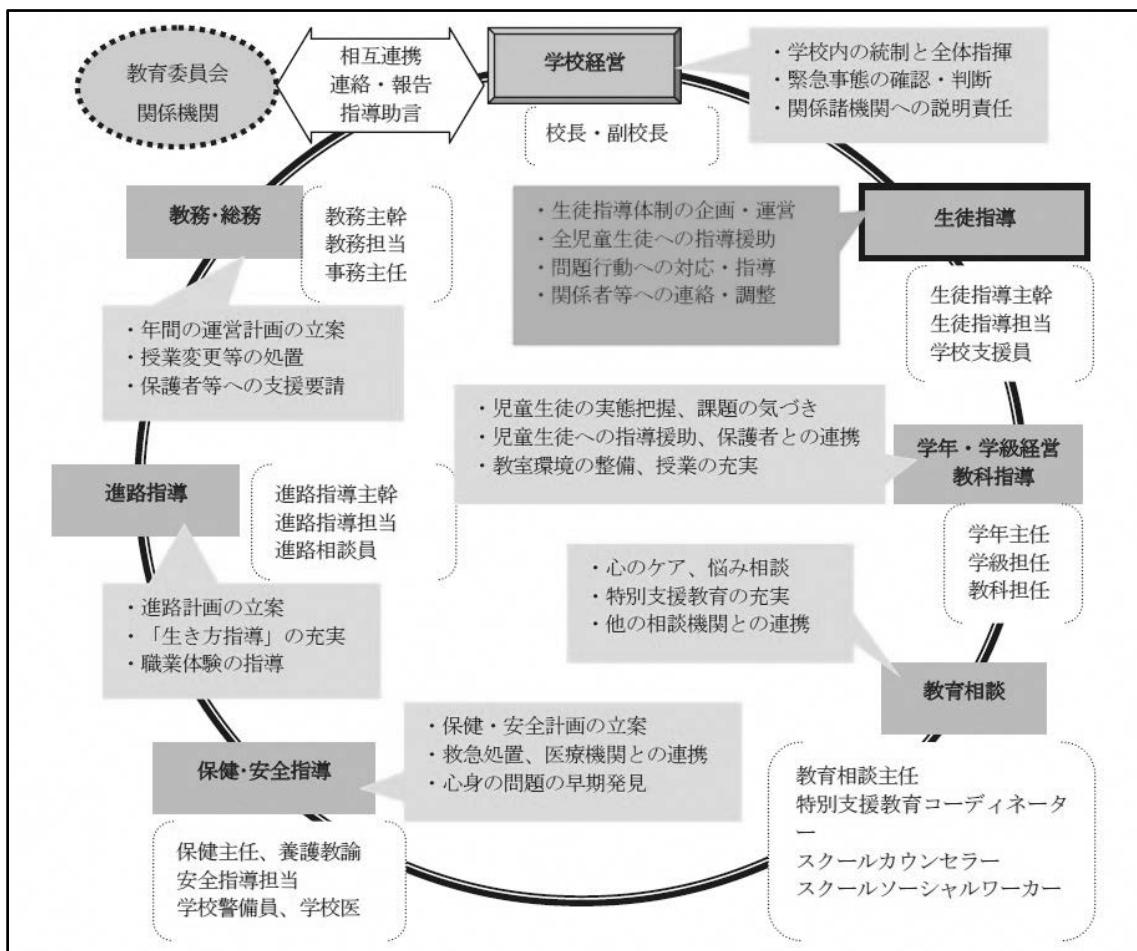
(3) 生徒指導の教員研修

生徒指導体制を充実するためには、すべての教員が問題意識や生徒指導の方針と基準を共有することが不可欠である。また、生徒指導の仕事は広範囲にわたるものであり、それを着実かつ的確に遂行するためには、何よりも教員一人一人が研修に努めるという心構えが大切である。

学校内において実施する研修は、生徒指導の方針と基準などについての共通理解を図り、日常的な指導のための共通基盤を形成することを目的とする。そのため、生徒指導を担当する教員や管理職だけではなく、全教員が参加して行うことが必要である。年度や学期などの初めに実施計画を立て、協議内容についてもあらかじめ決定しておくことが大切であり、特定の教員による講話や資料提供だけでなく、全教員が主体的に参加しそれぞれの職務の遂行に反映できるように、参加型研修や小グループごとの事例研究など、研修方法にも工夫が必要である。

また、生徒指導担当教員など、限定したメンバーによる研修は、より専門的な内容

図表1 生徒指導の学校教育活動における位置付け



に関する知見を深めたり、特定の問題に対する対策などについて具体的に協議したりすることが通例である。そこで協議題としては、指導の成果や各学年における状況に関する情報の共有化、特定の複雑で解決が困難な問題などに関する対応策の協議などである。

3 生徒指導と教育相談

(1) 教育相談の意義

教育相談は、一人一人の児童生徒の教育上の問題について、本人やその保護者など

に望ましい在り方を助言することである。児童生徒それぞれの発達に即して、自己理解を深めさせ、人格の成長を図るものであり、決して特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもない。問題行動に対する指導を受けた児童生徒に、問題がどこにあるのか、今後どのように行動すべきかを主体的に考え、行動につなげるようにするには、教育相談における面接や、発達心理学、臨床心理学の知見が、指導の効果を高める上でも重要な役割を果たす。

(2)組織的な教育相談

全校を挙げて、教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって連絡や調整等を行う組織が必要であり、組織内の分掌として役割と責任を明確にし、相互の関連が十分に図られるようにすることが必要である。教育相談に関する校内組織は、教育相談部として独立して設けられるもの、生徒指導部の中に教育相談係といった形で組み込まれるもの、関係する各部門の責任者で構成される委員会として設けられるものなど様々である。どのような組織がよいかは、校種、学校規模、職員構成、児童生徒の実態や地域性などを勘案して作ることが望ましい。

(3)スクールカウンセラーなどの連携

学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対しては、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることが必要である。学校で「できること」「できないこと」を見極め、学校ができない点を外部の専門機関などに援助をしてもらうことが連携である。

このような連携は、専門性や役割が異なる専門家が協働することであり、具体的には、教育の専門家である教員が医療や心理の専門家と一緒に、児童生徒の問題の解決に向けて、共に協力し対話し合いながら、児童生徒に対し支援を行うことである。教員が一人で抱え込んで、何とかしようとするほど泥沼に入りこむ例も多く見られるが、こうした場合に、臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けたスクールカ

ウンセラー等の専門家の役割が重要になる。専門家の協働により、互いの役割が認識され、具体的な方向性が明らかになり相互支援の相乗効果が期待される。

4 生徒指導の進め方

(1)生徒指導における教職員の役割

ア 一般教員

日常的に児童生徒と接することが多い学級担任・教科担当教員は、最も生徒指導を進めやすい立場にいる。生徒理解の基本的理論を身に付けるとともに、必要な資料を収集し、学級の持つ組織的機能を高め、保護者や他の教職員と連携することが必要である。学級担任や教科担当教員の力なくして学校での生徒指導は定着しないことを認識し、児童生徒へ直接指導できることの自信と誇りを持って実践したい。

問題行動の早期発見や早期対応ができるのは、学級担任や教科担当教員であり、問題を重度化・長期化させない効果的な指導に心がけたい。これらの力量を身に付けるためにも、学校内外や学会・研究会などの各種研修会や事例研究会に積極的に出席し、自らの力量向上に努力したい。

イ 中核教員

中核教員は、生徒指導が学習指導とともに重要な役割があることを認識し、管理職や生徒指導主事と他の教員との間にあって、積極的に生徒指導場面でのリーダーシップを発揮することが求められる。その際、特

に学校全体で進める生徒指導が求められている現状を認識して、その校務分掌にかかわらず、自分の担任する学級や学年など自己の責任範囲をしっかりと担当することはもとより、他学級、他学年、学校全体や地域など広い視点の中に、積極的に自分の役割を見いだす姿勢が求められる。また、適切な報告、連絡、相談を図るなど、他の教員にとってモデルとなり、支援ともなることを意識することが大切である。

ウ 生徒指導主事

生徒指導主事には、全教職員で生徒指導を進めるための働きかけをすることが求められる。まず、学校内外の状況について情報収集することにより、現状と課題を明確にできる力量、校長が的確に判断できるよう、現状と課題を管理職に正確に伝達できる力量、学校の方針を踏まえた指導計画を立てる力量は、今後、ますます重要視される。これらの力量を身に付けるためには、日頃から誰とでもコミュニケーションを図る必要がある。

エ 管理職

生徒指導を円滑に進めるには、校長のリーダーシップが極めて重要である。校長は、生徒指導の目標を定め、学校の運営方針の中に位置付けるとともに、校内指導体制の整備や地域・関係機関との連携を進め、全校指導体制を構築しなければならない。管理職がリーダーシップを發揮するには、生徒指導に関する幅広い見識・知識を持つことが大切であり、教育課程に生徒指導を位

置付ける力量、全校指導体制を構築する力量、生徒指導上の諸問題を解決する力量を身に付け、組織的・体系的な生徒指導を推進することが求められる。また、管理職は未然防止、事後対応、再発防止という3つの危機管理能力を高める必要があり、実際の対応に当たって法的知識が必要になることもある。生徒指導に関する法制度等について教職員に効果的な指示ができるよう、法的な見方や考え方ができるようにしたい。

(2) 基本的生活習慣の確立

基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎となるもので、児童生徒にとって、社会的な自立や自己実現のために大変重要である。基本的な生活習慣の各要素は、日常生活の積み重ねにより培われるものであり、食事、睡眠、運動、排泄など、幼少期からの家庭生活とかかわりが深く、人間の心身の発達や成長にかかわる生活習慣と、学校における基本的な生活習慣とに整理でき、児童生徒の成長過程の中で密接に関連している。基本的な生活習慣の確立は、自主性や自律性を育むという生徒指導を進めていくために不可欠なことである。

(3) 校内規律に関する指導

学校では、児童生徒に基本的な生活習慣を確立させ、規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要である。学級・ホームルームだけでなく学校全体で校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤になるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで児童生徒に安心感を

与え、暴力行為、いじめや不登校といった問題を未然に防止することにつながる。校内規律は、教員からの指導により守らされているものという意識から、規範の意義を理解し、児童生徒自らが規範を守り行動するという自律性を育むことが重要である。

(4) 守秘義務と説明責任

学校教育において最も大切なことの一つが、学校・教職員と保護者・地域社会との信頼関係であり、そのためには守るべき秘密を守り、尽くすべき説明は尽くすことである。公務員は秘密を守る義務を有し、義務違反に対しては懲戒処分及び刑事罰が加えられ、この義務は退職後も続く。学校では様々な個人情報を取り扱っており、高度情報通信ネットワーク社会を迎えて、個人情報保護の重要性はますます高まっている。

地域社会への説明責任を果たす場合は平時と緊急時で異なり、緊急時の対応については、あらかじめ、学校としての意思を統一して危機管理の対応策を決めておくことが望ましい。事案が生じた場合は、影響を受ける可能性のある本人及び保護者への連絡、教育委員会への事実報告、事実の公表を基本とし、事案の軽重・内容に応じて、必要な対応を選択することが考えられる。

生徒指導に関する危機事案が発生した場合には、より丁寧な対応が求められ、事実関係を客観的に示す文書で、事案の概要、現在までの経過、今後の対策、学校としての見解、問い合わせ先などを作成する場合もある。重要なのは、学校として守るべきものは何かを見極め、マスコミには責任者が一元的に対応する場を提供する。

5 問題行動への対応

(1) 非 行

非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導が中心となる。ただし、指導のことばかりを気にするあまり、事実確認が不十分なまま教員の思い込みで指導がなされる場合がある。事実の誤認は児童生徒や保護者、他の児童生徒の信頼を失うことにもなりかねない。教員は事実を十分に確認し、非行の内容によっては様々な配慮が必要となる。

指導を行う際には、本人や関係者の言い分をきちんと聞き取ることが必要である。また、その言い分を正確に時系列で記録しておくことが必要である。最近の事例では、説明の正確さが争われたり、被害者サイドからの情報公開を請求されたりするなど、様々な形で指導の根拠や正当性が問われることがある。被害者がいる場合には、そのことを常に念頭においた対応を行うことが必要である。時に加害者への指導を意識しそうなるあまり、被害者の思いや願いを見落してしまうことがあり得る。非行の指導においては、被害者の気持ちを知ったり、その損害を回復したりすることが、加害者への指導としても有効である場合がある。

非行に走る児童生徒は、家庭や学校に居場所がなく、居心地の悪さを感じている。本当は保護者や教員に甘えたいのに甘えられず、すねたり、反抗したりする行動を通して、かかわりを求めるが、保護者や教員がそのことに気づかず、冷たい対応に終始すると、児童生徒の甘えは恨みに転化して問題行動を繰り返し、非行をエスカレート

させていく場合がある。保護者や教員にとって何よりも大切なのは、愛情を持って児童生徒としっかりと接することである。

(2)いじめ

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であり、どの子どもにも、どの学校においても起り得るものであること、また、だれもが被害者にも加害者になり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。

いじめを発生させる原因としては、①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。「いじめは人間として絶対に許されない。」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者に伝えていくことが必要である。児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切である。また、アンケートや面接を通して児童生徒の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築いておきたい。

いじめを把握したら、関係者が話し合い、対応チームを組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと

併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得ることも忘れてはならない。

加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。解決したと思われた後も、卒業まで定期的に話し合う機会を持つなどの配慮が必要である。

(3)インターネット、スマートフォンなどにかかる問題

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、児童生徒の情報活用能力の育成が求められている。それらの使いすぎによって児童生徒の生活習慣が崩れるケースや深刻なトラブルが発生している。そのため、生徒指導の面では、使いすぎや学校などの不必要的持ち込みなどを注意するとともに、利用時の危険回避など情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠である。指導の際には、被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さない、という視点が大切である。

危険回避に十分注意を払っても、児童生徒がトラブルに巻き込まれるおそれは残る。パソコンや携帯電話などでの誹謗中傷被害のケースは、加害者にメールなどで削除を求めて応じるとは限らない。また、ネットの匿名性のために通常は加害者の特定が困難である。このような場合に備えて、通

報・相談機関が設けられ、ケースに応じて利用すれば、早期解決の力になる。

加害者が判明したときは、加害行為を繰り返さないために、安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気づかせ、ネットでは通信履歴が残るので、匿名性など存在しないことを理解させることが大切である。

(4)自殺の防止

警察庁の発表によると、小学生・中学生・高校生の自殺者数は年間 300 人前後で推移しており、児童生徒の心の健康はその後の人生の基礎となる重要な課題である。その背景として、核家族化や都市化など急激な社会変化の中で、家庭での出産や家族の死など命にかかわる大切な場面に直接ふれる機会が失われてきたことが挙げられる。多くの児童生徒にとって、生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さや生きる喜びを実感としてとらえる場が必要である。

児童生徒の自殺は様々な要因が複雑に関連して生じる現象である。危険因子が多く当てはまる児童生徒には潜在的に自殺の危険が高まる可能性があるので、早い段階で、専門家から助言が受けられるように働きかける必要がある。これまでに自殺未遂に及んだことがあるという事実は最も深刻な危険因子である。手首自傷（リストカット）や過量服薬といった死に直結しない自傷行為であったとしても、適切なケアを受けられないと、その後も同様の行為を繰り返して自殺が生じる危険が高い。

自殺を理解するキーワードは「孤立感」であり、児童生徒が自分の居場所を失ってしまったと強く感じるような状況に陥っていないか注意を払う必要がある。自殺はある日突然何の前触れもなく起きるというよりは、それに先立って無意識的な自己破壊傾向がしばしば生じてくる。自分の健康や安全が守れないような行動が起きていないかという点に注意を払う。

自殺の危険の高い児童生徒を支えていくには、学校、家庭、医療機関が緊密な連携を取りながら、長期的な治療計画を立てる必要がある。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければならない。

(5)不登校

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること」と、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では定義されている。不登校は特別な状況下で起こるのではなく「どの子にも起こり得る」ととらえる必要性がある。不登校の解決に当たっては、「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」としてとらえ、不登校の児童生徒が、社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方を支援することが大切である。

学校に行くことに大きな葛藤を抱え、登校時間になると頭痛や腹痛などの身体症状を出す神経症的な不登校に対しては、「待つ

こと」を重視するという見方もあった。しかし昨今のように不登校の裾野が広がり、心理的な問題だけでなく、いじめが原因になっているもの、虐待などの家庭の問題が背景にあるもの、発達障害などが原因になっているものなどがある現状に対しては、ただ「待つ」のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見極めを行った上で、適切な働きかけやかかわりを持つことが必要である。

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みはたいへん大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともある。こうした保護者を支援し、児童生徒のみならず家庭に対し適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも間接的な効果を及ぼすものと期待される。その意味からも、保護者に対し担任の教員や養護教諭が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したり、適時適切な対応が求められている。

(6) 中途退学

高等学校の中途退学者数は、近年、減少傾向にはあるものの、なお相当数に上っており、いわゆるニート、フリーター、引きこもりなどとの関連も指摘されていることから、依然として中途退学の問題は教育上の課題である。

事由として、近年では、学校生活や学業に対する不適応から中途退学するケースが増えている。同時に中途退学者の多くが高等学校への進学目的が曖昧な生徒が多い現状の中で、社会性が充分に育たない未熟な

ままの状態が続いているともいえる。不登校から中途退学になるケースが多いため、高等学校においても中途退学を未然に防ぐ充分な不登校対策を行う必要がある。また、中途退学者の多くが、小、中学生の時に不登校経験があり、中途退学は高等学校だけの問題にとどまらず、義務教育課程を含め、児童生徒の学力及び社会性を充分にはぐくむ教育指導が大切になってきている。

中学校及び高等学校は個人情報を保護しながら、互いに情報の共有化を図り、充分な学校説明と体験入学などを行い、入学希望の生徒に学校の特色を理解させ、高等学校での不適応を事前に防止する必要性がある。また、入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日ごろから生徒の悩みを聞く体制を構築する必要がある。

教科指導においては生徒個々の学力に応じた様々な学習指導を行う必要があり、欠課時数がオーバーする可能性がある場合は、補習授業を行うなどの教育的配慮も必要である。さらに、特定の科目の単位が未修得になった場合、全日制高等学校においても、高等学校卒業程度認定試験を活用するなどの工夫が望まれる。

6 学校と家庭、地域、関係機関との連携

生徒指導においては、児童生徒の問題行動への対処のみならず、個々の児童生徒の自尊感情・自己有用感の育成や規範意識の醸成など、児童生徒の健全育成と問題行動等を未然に防止する視点を持つことが重要である。そのため、学校教育全体において積極的に生徒指導の働きかけを行うことが

重要であり、このような取組を進める上では、家庭・地域との連携が不可欠となる。

児童生徒は家庭の中で育ち、様々な集団に属しながら地域社会とかかわり、様々な環境の影響を受けながら、社会性を身に付け、成長していく。また、家庭や学校を含む地域社会全体が本来の機能を健全に果たしていくことで、社会環境の及ぼす悪影響を防ぐとともに、積極的に児童生徒が健全な生活を営むことができるよう環境を整えていくことが可能となる。

現在、学校における児童生徒をめぐる生徒指導上の課題は多様化し、その背景・要因には、学校生活だけではなく、家庭や生育に関することなど、子どもを取り巻く様々な生活環境が複雑に影響しており、対応・解決が一層困難な事例が増加している。そのため、学校のみでは解決できない課題に対しては、家庭はもちろん、地域社会における社会教育関係の団体や社会資源、警察その他の関係諸機関と相互協力して対応することが重要である。

おわりに

今回の研究では、生徒指導の理論や考え方、指導方法や配慮事項等を整理して示した。生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう、指導、援助するものであり、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つである。

こうした生徒指導を展開するためには、教職員が、児童生徒一人一人と信頼関係を築く力が必要であり、児童生徒への共感的态度や尊重的态度が不可欠となる。また、

児童生徒の置かれている実態や発達の在り方は極めて多様であり、教職員にはその個別性や多様性を尊重する姿勢とともに、必要な情報を収集し、個人または集団心理を理解し、児童生徒が求めていることを見定める力が求められる。

その一方で、生徒指導は教職員が一人で行うものではなく、学校全体、さらには関係機関や地域、家庭と連携協働して組織的に取り組むべきものであり、教職員には学校内外の関係者と連携してチームとして活動する姿勢が重要である。

学校は、生徒指導の充実に向け、組織的な生徒指導に取り組み、児童生徒一人一人の自尊感情や自己有用感が高まるよう、努めなければならない。

